



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
みなし配当に係る益金不算入額

～資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当～

内国法人が剰余金の配当及びみなし配当を受けた場合、その金額は、それぞれ法人税法23条(受取配当等の益金不算入)1項の規定が適用されます。今回は、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当につき、法人税法23条及び24条の条文解釈を踏まえ、みなし配当の金額について争われた判決をご紹介します。(平成29年12月6日東京地裁・全部取消し・控訴・TAINSコード: Z888-2162)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞
<事案の概要>

原告は、平成25年3月期の連結事業年度において、外国子会社から資本剰余金を原資とする配当(1億ドル)及び利益剰余金を原資とする配当(5億4,400万ドル)を受け、前者については法人税法(平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)24条(配当等の額とみなす金額)1項3号にいう資本の払戻しの一態様である「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」に、後者については法人税法23条1項1号にいう「剰余金の配当」に該当することを前提に法人税の連結確定申告をしました。この事案は、原告が、京橋税務署長から、これらの剰余金の配当(本件配当)は、それぞれの効力発生日が同じ日であることなどから、その全額(6億4,400万ドル)が法人税法24条1項3号の資本の払戻しに該当するとして法人税の更正処分を受けたため、その取消しを求めた事案です。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、本件配当の額のうちみなし配当の金額が4億3,294万ドルにとどまるとする被告の主張を斥け、更正処分の全部を取り消しました。

- ① 法人税法23条1項1号にいう「剰余金の配当(…資本剰余金の配当の額の減少に伴うもの…を除く。)」とは、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を指すものと解するのが相当であり、同法24条1項3号にいう「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」とは、資本剰余金のみを原資とする剰余金の配当及び資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を指すものと解するのが相当である。
- ② しかしながら、法人税法23条1項の規定が、支払法人の段階で課税済みの利益の配当について、これを受ける法人に重複して法人税を課すことを避けるため、また、同法24条1項の規定が、法人の資本の払戻しの中に含まれる経済的にみて利益の配当と同一と考えられる部分について、上記規定と同様の取扱いとするために、当該配当の額及びみなし配当の金額を益金不算入としていることなどに鑑みると、同法は、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が、同法24条1項柱書きの「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれて同法61条の2第1項1号にいう有価証券の譲渡に係る対価の額として認識され、法人税の課税を受けることとなる事態を想定していないものと解される。
- ③ したがって、同法の委任を受けて政令で定める上記「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算の方法に従って計算した結果、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が上記「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれることとなる場合には、当該政令の定めは、そのような計算結果となる限りにおいて同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であると解するのが相当である。
- ④ 法人税法施行令23条1項3号の定めのとおり計算すると、「払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等」及び「株式又は出資に対応する部分の金額」が共に直前の資本金等の額と同額の2億1,105万ドルとなって、本件配当により減少した資本剰余金の額である1億ドル(簿価純資産価額)を超えることとなるから、上記金額はいずれも上記減少した資本剰余金の額と同額の1億ドルに修正されるべきこととなる。そうすると、本件配当の額のうちのみなし配当の金額も5億4,400万ドルに修正されるべきこととなり、本件利益配当の額と同額となる。……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判16頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。